

**芦屋港活性化サウンディング型市場調査業務委託  
公募型プロポーザル実施要項**

**1 目 的**

本要項は、芦屋港活性化サウンディング型市場調査業務委託を実施するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

**2 業務概要**

- (1) 業務名称 芦屋港活性化サウンディング型市場調査業務委託
- (2) 業務内容 芦屋港活性化サウンディング型市場調査業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年10月31日まで
- (4) 提案上限額 5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

**3 参加資格要件**

本企画提案に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者。
- (2) 参加申込提出時において、芦屋町から指名停止を受けていないこと。ただし、参加申込書提出後から契約締結までの間に、芦屋町から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (5) 過去5年間に於いて、地方公共団体等が発注した「芦屋港活性化サウンディング型市場調査業務委託仕様書」に記載する類似業務を受託していること。
- (6) 法人の代表者または役員等が、芦屋町暴力団等排除条例（平成22年3月24日条例第4号）第3条第1項第2号から第5号の規定に該当する者（以下「暴力団等」という。）に該当し、その経営に実質的に関与している者でないこと。
- (7) 法人の代表者又は役員等が、自己もしくは他人に対して、違法もしくは不当な利益を図る目的や不当な被害を加えるなどの目的をもって、暴力団等を利用する者でないこと。
- (8) 暴力団等と関係を持ちながら、資金等を提供するなどして暴力団等の維持運営に協力または関与していないこと。
- (9) 参加申込に際して共同企業体（JV）での提案は不可とする。ただし、本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した再委託業務予定調書（様式5）を芦屋町に提出する。なお、再委託業務予定調書を提出する場合は、委託先が上記の参加資格の要件を満たしていること。

#### 4 企画提案スケジュール

日 程	事 項
令和6年 4月19日（金）	公募開始、募集要項等の配布開始
令和6年 4月26日（金）	質問票の提出期限（17時まで）
令和6年 5月 9日（木）	質問に対する回答期限
令和6年 5月17日（金）	参加申込書等提出期限（17時まで）
令和6年 5月24日（金）	企画提案書等提出期限（17時まで）
令和6年 5月下旬	プレゼンテーション及び審査日時の通知
令和6年 6月中旬	プレゼンテーション及び審査
令和6年 6月中旬	選定結果の通知、仕様書の調整

#### 5 質問の受付

- (1) 受付期間 令和6年4月26日（金） 17時まで
- (2) 提出書類 質問票（様式1）
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 回 答 令和6年5月9日（木）までに、すべての事業者に質問者を伏せた状態で一覧表にまとめ、電子メールにて回答する。なお、質問に対する回答は、この要項と同等の効力を有するものとする。

#### 6 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年5月17日（金） 17時まで
- (2) 提出書類

書 類	部 数	備 考
①参加申込書（様式2）	8部	・原本は1部、他はコピー可
②会社概要（任意様式）	8部	
③業務実績書（様式3）	8部	・業務実績は、過去5年間に於いて地方公共団体等が発注した「芦屋港活性化サウンディング型市場調査業務委託仕様書」に記載する類似業務
④同意書（様式4）	1部	
⑤役員等名簿（別添1）	1部	
⑥納税証明書	各1部	・法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税に滞納がないことが証明（直近1年分）できる書類
⑦再委託業務予定調書（様式5）	8部	・原本は1部、他はコピー可 ・再委託業務予定調書を提出する場合は、委託先の会社概要（任意様式）、同意書（様式4）・役員等名簿（別添1）、納税証明書を提出すること。再委託の予定がない場合は提出不要。

- (3) 提出方法 郵送または持参。郵送の場合は必着のこと。

## 7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和6年5月24日(金) 17時まで

(2) 提出書類

書類	部数	備考
①企画提案書(任意様式)	8部	
②見積書(任意様式)	8部	・原本は1部、他はコピー可 ・見積額の内訳がわかるようにすること。

(3) 提出方法 郵送または持参。郵送の場合は必着のこと。

(4) 参加辞退 参加申込書を提出した事業者が応募を辞退する場合は、辞退の理由を記した辞退届(任意様式)を提出すること。

## 8 審査方法

(1) 選定機関の設置

事業者の選定にあたり、「芦屋港活性化サウンディング型市場調査業務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(2) 選定方法

提出書類及びプレゼンテーション及び審査により、選定委員会において事業者に順位をつけて優先交渉権者を決定する。

①選定結果は、プロポーザルに参加した事業者全員に対して郵送にて通知し、ホームページでも公表する。また、プレゼンテーション及び審査を受けた事業者については、事業者名を順位とともに公表する。

②選定委員会については非公開とし、審査内容については一切公表しない。

③企画提案書の提出が1事業者であっても、申請内容が参加資格に適合する場合、審査を実施し、選定の可否を決定する。

④審査の結果、適切な事業者がいなときは、候補者なしとする場合がある。

⑤参加資格に適合する申請事業者が4事業者以上の場合、1次審査として業務実績書等に基づき書類審査を実施した後、2次審査としてプレゼンテーション及び審査を行う場合がある。

(3) プレゼンテーション及び審査

①開催日程

令和6年6月中旬

②開催場所

芦屋町役場本庁舎会議室 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

※開催日時及び詳細については、電子メール及び郵送にて通知する。

③プレゼンテーションの時間

プレゼンテーションの時間は1事業者あたり、20分以内とし、終了後に審査員からの質疑応答時間を設ける。

④プレゼンテーションの方法

- 各事業者のプレゼンテーション出席者は、3名以内とする。
- 企画提案書に沿ったプレゼンテーションを基本とする。
- プレゼンテーションの方法について、特に指定はしない。ただし、次に掲げるもの以外に必要な機器は事業者において準備すること。

電源、スクリーン、プロジェクター（エプソン製）、ディスプレイケーブル（VGA端子15pin、長さ10m）、ホワイトボード（黒・赤マーカー含む）、机、いす、マイク（1本）

- 企画提案書とは別にプレゼンテーション用の資料がある場合は、当日8部を持参すること。

⑤注意事項

- プレゼンテーション開始時刻の20分前には受付を済ませ、控室で待機すること。なお、開始時刻は質疑の内容等により前後する場合がある。

(4) 評価基準

評価基準は下記のとおりとする。

評価基準			配点	
提案能力	理解度 意欲	<b>【基本事項の整理】</b> ・社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる提案か。 ・芦屋港活性化事業そのものの趣旨を理解し、本業務の仕様書に沿った提案となっているか。	20	
	提案力	<b>【事業の実現可能性に関する整理】</b> ・サウンディング調査の実施手法について十分に検討され、実現可能かつ効率的な内容となっているか。 ・サウンディング調査を行う対象先について、十分な数のサンプル数が見込まれるか。 ・芦屋港の管理運営に係る参入の可能性が低位な場合を考慮した調査内容となっているか。 ・提案内容に他者と比較して優位性や独創性があるか。	40	
実施能力	実施体制	・実務担当者が明確で、業務の実施にあたって十分な組織体制が確立されているか。	15	
	業務実績	・本業務を実施するための実績やノウハウを有しているか。 ・「芦屋港活性化サウンディング型市場調査業務委託」に記載する業務内容に類似した業務の実績が十分にあるか。	15	
見積価格			価格点（10点）×提案者のうち最も低い見積価格／提案者の見積価格（小数点第1位以下四捨五入）	10

## 9 契約

選定した優先交渉権者と協議のうえ、企画提案内容等を反映した仕様書に基づき、契約を締結する。

優先交渉権者が本プロポーザル終了後に辞退した場合、または参加資格に該当しないと認められた場合並びに優先交渉権者との協議が不調となった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権を与える。

## 10 その他の留意事項

- (1) 企画提案事業者は、複数の企画提案書の提出はできない。
- (2) 提出期限後の企画提案書等の変更、差替えまたは再提出は認めない。  
また、提出期限後の企画提案書等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (3) 本業務の全部または主要部分を第三者に委託することはできない。
- (4) 本業務の一部を委託しようとする場合は、再委託業務予定調書（様式5）を芦屋町に提出する。
- (5) 企画提案書の策定、プレゼンテーション参加に要する一切の経費等は、全て企画提案事業者の負担とする。
- (6) 企画提案書の著作権は各企画提案事業者に帰属する。ただし、芦屋町が候補者の選定結果の公表等に必要な場合には、企画提案書の内容を使用できることとする。
- (7) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合や、本要項（提出期限や提出方法等）を満たさない場合、見積価格が提案上限額を超えた提案が行われた場合は、失格とする。

## 11 問い合わせ先及び提出先

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

芦屋町役場 芦屋港活性化推進室 事業推進係（豊岡・坂尾）

電話番号：093-223-3550（直通）

ファックス番号：093-223-3927（代表）

電子メールアドレス：kowan@town.ashiya.lg.jp